

西南郷地区まちづくり協議会規約

(平成 27 年 5 月 31 日制定)

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は、西南郷地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を掛川市久保 2 丁目 3 番 1 号 西南郷地域生涯学習センター内に置く。

(目的)

第 2 条 協議会は、掛川市自治基本条例（平成 24 年 12 月 21 日掛川市条例第 29 号）及び掛川市協働によるまちづくり推進条例（平成 27 年 3 月 27 日掛川市条例第 4 号）の趣旨に基づき、西南郷地区の住民及び団体が、相互交流、協力して、より住みよい地域を目指したまちづくりを行うことを目的とする。

(構成)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって構成する（以下「協議会構成員」という。）。

- (1) 西南郷地区内に住所を有する住民
- (2) 西南郷地区内でまちづくり及び生涯学習活動を行う団体等
- (3) 西南郷地区内に所在する学校、行政機関及び企業

2 協議会は、多くの団体等が参加できるように普及啓発に努めるものとする。

3 協議会の目的に賛同し、入会しようとする学校、行政機関及び企業は、会長が別に定める入会申込書を提出しなければならない。

(事業)

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、新たな公共的課題の把握、模索及び解決に努めるとともに、事業の推進にあたっては、既存の組織や団体の活動を最大限に生かしつつ、西南郷地区全体で取り組むことが望ましい次の各号に掲げる事業について実施するものとする。

- (1) 地域活性化に関すること。
- (2) 地域住民相互の交流及び親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保全及び改善に関すること。
- (4) 地域住民の健康及び福祉に関すること。
- (5) 防災、防火及び防犯に関すること。
- (6) 自治会活動との連携に関すること。
- (7) 文化、芸術及び生涯学習の推進に関すること。
- (8) 西南郷地域生涯学習センターの管理運営に関すること。
- (9) その他協議会の目的達成のために必要なこと。

(組織)

第 5 条 協議会には、総会、役員会、運営委員会、専門部会及び事務局を置く。

2 協議会に監査を置く。

(役員の種類及び選出)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 2名

- 2 会長、副会長及び監事は、運営委員会において選出し、総会の承認を得る。
- 3 事務局長は、協議会構成員の中から運営委員会で選出し、総会の承認を得る。
- 4 監事と会長、副会長及びその他の役員は相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、事務局の業務を統括する。
- 4 監事は、会務及び会計を監査し、総会に報告する。
- 5 監事は、運営委員会に出席し意見を述べるができる。

(役員の仕事)

第8条 役員及び監事の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員及び監事の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第9条 協議会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、総会、役員会及び運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の委嘱に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

(総会)

第10条 総会は、年1回通常総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は役員の仕事の2分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催するものとする。

- 2 総会は、代議員をもって構成し、代議員の資格を有する者は、会長が役員会に諮って定める。
- 3 議長は、代議員の中から会長が指名する。
- 4 総会は、委任状を含む代議員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 総会は、次の各号に掲げる事項を審議議決する。
 - (1) 事業報告及び決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 役員及び顧問、相談役の承認に関すること。
 - (4) 規約の改廃に関すること。
 - (5) その他協議会の運営上の重要事項に関すること。

6 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第 11 条 役員会は、会長が必要と認めたととき招集し、議長には 会長があたる。

2 役員会は、会長、副会長、事務局長をもって構成する。

3 役員会は、協議会の運営、事業等について協議する。

(運営委員会)

第 12 条 運営委員会は、会長が招集し、議長には会長があたる。

2 運営委員会は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 役員

(2) 各区の区長

(3) 西南郷地区福祉協議会

(4) 各区の副区長及び会計

(5) 専門部会の部会長、副部会長

(6) 西南郷地区福祉協議会企画委員長及び企画副委員長

(7) 西南郷地区まちづくり協議会事務局員

3 運営委員会は、事業計画の作成と予算編成にあたるとともに、その他、協議会の運営上必要な事項について協議する。

(専門部会)

第 13 条 協議会の事業を遂行するため、次の専門部会を置く。

(1) 地域振興部会

(2) 福祉部会

(3) 教育文化部会

(4) 安全安心部会

(5) 環境美化部会

(6) 健康部会

(7) 生涯学習部会

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

(事務局)

第 14 条 事務局は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の運営に関すること。

(2) 庶務に関すること。

(3) 会計経理に関すること。

(4) 西南郷地域生涯学習センターの管理運営に関すること。

2 事務局は、役員のうち事務局長のほか事務局員をもって構成する。

3 事務局員は、協議会構成員の中から役員会の承認を得て、事務局長が任命する。

4 事務局員を任命したときは、総会に報告しなければならない。

(会計)

第 15 条 協議会の経費は、掛川市からの交付金、西南郷地区各区からの負担金、各種団体からの助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 16 条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計は、年度終了後速やかに収支決算書を作成し、総会に報告するとともに協議会構成員に公表しなければならない。

(その他)

第 17 条 この規約に定めるほか協議会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 6 年 4 月 1 4 日から施行する。